

認可外保育施設における ICT 化推進等事業実施要領

認可外保育施設における ICT 化推進等事業実施要領

1～4 略

1～4 略

保育環境向上等事業実施要領

保育環境向上等事業実施要領

1～4 略

1～4 略

5 対象事業の制限

5 対象事業の制限

(1) 次に掲げる事業については、対象としないものとする。

(1) 次に掲げる事業については、対象としないものとする。

①国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業

①国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業

②施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）

②施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）

③冷房設備を設置又は更新するための改修等を行う事業

(2) 略

(2) 略

熱中症対策事業実施要領新規1 事業の目的既存施設の改修等により、利用児童にとっての保育環境の改善を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。2 実施主体この事業の実施主体は、市町村（中核市を除く。）とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。この場合において、市町村は、委託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるものとする。3 事業の内容熱中症対策として、保育所等に冷房設備を設置又は更新するための改修等を行う事業。4 対象施設保育所及び認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）、家庭的保育事業所、小規模保育事業所5 対象事業の制限

(1) 次に掲げる事業については、対象としないものとする。

①国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業

②施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）

(2) 本事業の実施については、補助を受けてから10年経過後に再度実施することができる。
なお、災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合はこの限りではな
い。

障害児受入促進事業実施要領

1 事業の目的

既存施設の改修等により、利用児童にとっての保育環境の改善を図るとともに、子どもを
安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、市町村（中核市を除く。）とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。この場合において、市町村は、委
託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるも
のとする。

3 事業の内容

既存の保育所等において、障害児及び医療的ケア児（人口呼吸器を装着している児童その
他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童をいう。）（以下、「障害児等」とい
う。）を受け入れるために必要な改修等を行う事業。

4 対象施設

当該年度中又は翌年度中に障害児等の受入れを予定している保育所、認定こども園、家庭
的保育事業所及び小規模保育事業所

5 対象事業の制限

次に掲げる事業については、対象としないものとする。

- (1) 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
- (2) 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）
- (3) 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業

新規